

1 旭川市事業継続応援支援金 申請書類について

※申請に当たっては、次の全ての書類が必要となります

① 旭川市事業継続応援支援金 申請書（様式第1号）

用紙は、市ホームページからダウンロード又は道の駅あさひかわ 1 階 24 時間トイレ側出入口、旭川市役所第三庁舎 1 階玄関に設置

② 月次支援金給付決定通知書の写し（申請対象月分全て）

住所、給付決定内容が記入されている面の写し

③ 振込を希望する口座情報の分かるもの

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かる通帳ページの写し

※振込先は申請者本人（法人の場合は法人代表者）の口座に限ります。

※当座の場合は当座預金の取引明細書（口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるもの）の写し、ネットバンキングの場合は口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し

④ （個人事業者のみ）本人確認書類の写し

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し

※氏名、住所、生年月日が記入されている面の写しが必要です。

⑤ （個人事業者で②及び④の住所が旭川市外である場合のみ）

申請時点（5～7 月分又は道支援金 B にあっては令和 3 年 7 月 20 日時点

も対象）で旭川市に住所があることが分かるもの

開業届、賃貸借契約書、住民票等の写し（申請者名、住所、異動日等の必要箇所以外は塗りつぶしても構いません）

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ 2 回目以降の申請の際は、内容に変更がない場合のみ③～⑤の書類の添付を省略できます。

※ 申請書類の返却はいたしません。

2 申請書類提出先

〒070-8004

旭川市神楽 4 条 6 丁目 1-12 道の駅あさひかわ 2 階

旭川市経済部経済交流課 支援金担当 宛て

※ 感染症の拡大防止のため、郵送でのみ申請を受付いたします。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

※ 郵送料の不足に御注意ください。